

国民健康保険のお知らせ

問い合わせ 国民健康保険グループ (☎051771)

新しい国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証）（えんじ色）を送付します

『国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証）』の有効期限は、7月31日(月)です。
8月1日(火)から使用できる被保険者証は、7月中旬に世帯ごとに簡易書留で郵送します。
配達時に不在の場合は、再配達などの手続きをして、必ず被保険者証を受け取ってください。

限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は7月31日(月)です

入院するときや高額な外来診療を受けるとき、『限度額適用・標準負担額減額認定証』を医療機関の窓口で提示することで、窓口での支払い額が自己負担限度額までとなります。

8月1日(火)以降に限度額適用・標準負担額減額認定証が必要な方は、国民健康保険グループまたは各支所で申請してください。

※7月3日(月)から事前申請を受け付けています（国民健康保険グループ（市役所4番窓口）での交付は7月25日(火)以降の予定です）。

対象（国民健康保険に加入している方）

- ・70歳未満の方
- ・70歳以上75歳未満で住民税非課税世帯の方または現役並み所得者Ⅰ、現役並み所得者Ⅱに該当する方

※国民健康保険税の納税状況により交付できない場合があります。

手続きに必要なもの

被保険者証、マイナンバー（個人番号）が分かる書類、委任状（別世帯の方が申請する場合のみ）

※令和4年分の収入申告が未申告の方は、申告を済ませ、申告書の控えを持参ください。

※限度額適用・標準負担額減額認定証は、申請した月の1日から有効となります。

◆70歳未満の方の限度額

区分	所得区分※2	自己負担限度額（月額）
ア	901万円超	252,600円+（総医療費-842,000円）×1% 【多数回 140,100円※1】
イ	600万円超 901万円以下	167,400円+（総医療費-558,000円）×1% 【多数回 93,000円※1】
ウ	210万円超 600万円以下	80,100円+（総医療費-267,000円）×1% 【多数回 44,400円※1】
エ	210万円以下	57,600円【多数回 44,400円※1】
オ	住民税非課税	35,400円【多数回 24,600円※1】

◆70歳以上75歳未満の方の限度額

区分	所得区分※3	自己負担限度額（月額）	
		外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
現役並み所得者Ⅲ	課税所得 690万円以上	252,600円+（総医療費-842,000円）×1% 【多数回 140,100円※1】	
現役並み所得者Ⅱ	課税所得 380万円以上	167,400円+（総医療費-558,000円）×1% 【多数回 93,000円※1】	
現役並み所得者Ⅰ	課税所得 145万円以上	80,100円+（総医療費-267,000円）×1% 【多数回 44,400円※1】	
一般	課税所得 145万円未満	18,000円 （年間144,000円）	57,600円 【多数回 44,400円※1】
低所得者Ⅱ	住民税非課税	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		8,000円	15,000円

※1 過去12カ月以内に限度額を超えた支給が4回以上あった場合は、4回目から『多数回』の該当となり、自己負担限度額が下がります。

※2 70歳未満の所得とは、同一世帯の国民健康保険加入者それぞれの総所得金額などから43万円を差し引いた金額を世帯で合算したものです。

※3 70歳以上75歳未満の課税所得とは、住民税の課税所得です。

国民健康保険の『還付金詐欺』にご注意ください

市では、自己負担限度額を超えて支払った医療費がある場合には郵送でお知らせしています。提出された書類に不備がある場合を除いて、職員が電話をすることはありません。

還付金に関する不審な電話には十分ご注意ください。

